

利 用 者 の た め に

1 調査の概要

(1) 調査の目的

作物統計調査の作況調査・野菜調査（以下「本調査」という。）として実施したものであり、野菜の作付面積、収穫量、出荷量等の現状とその動向を明らかにし、食料・農業・農村基本計画における野菜を安定的に供給するための生産数量目標の策定及びその達成に向けた生産対策、需給調整・流通改善対策の推進、農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済事業の適正な運営等のための資料を整備することを目的としている。

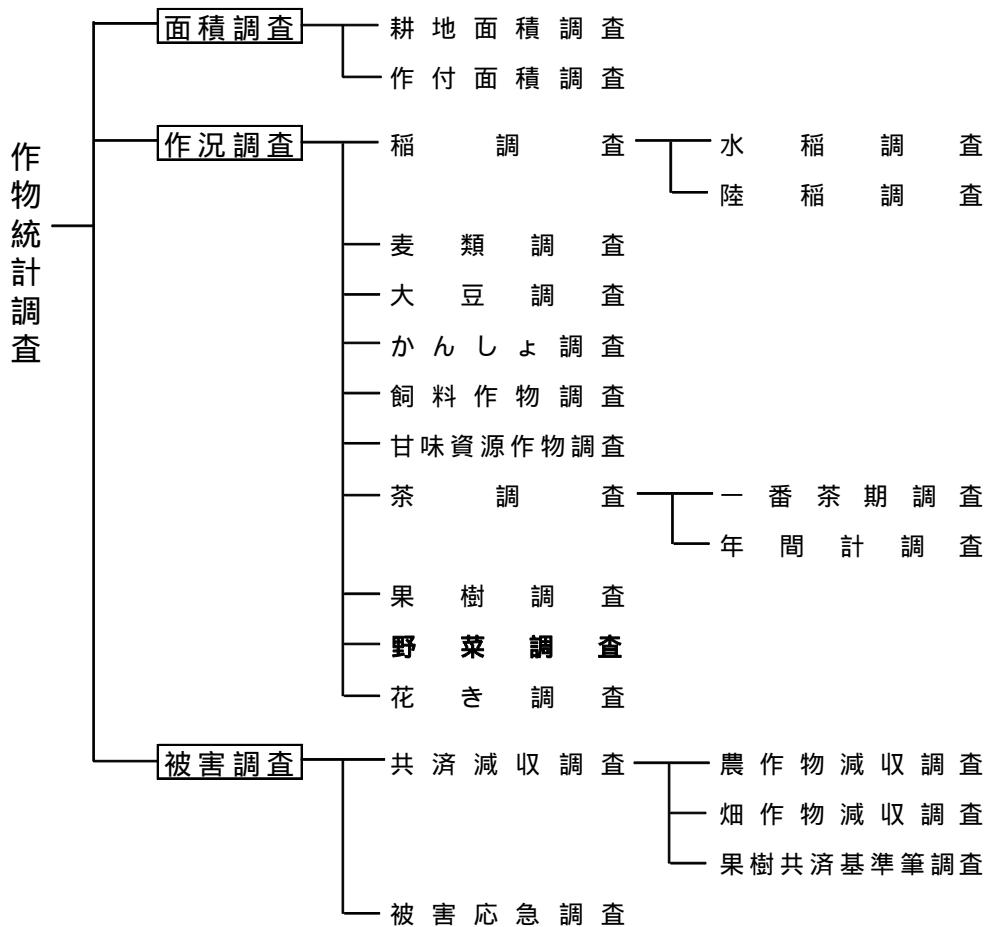
(2) 調査の根拠

作物統計調査は、統計法（平成19年法律第53号）第9条第1項に基づく基幹統計調査である。

(3) 調査の機構

本調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方組織を通じて行った。

(4) 調査の体系



(5) 調査の範囲

全ての都道府県を調査対象とする全国調査（直近では平成22年産）を3年ごとに実施しており、中間にあっては、当該品目ごとに全国調査年における出荷量の全国値のおおむね80%を占めるまでの上位都道府県、野菜指定産地の面積要件を満たす区域を含む都道府県、調査対象品目に係る畑作物共済事業を実施する都道府県及び特定野菜等供給産地育成価格差補給事業を実施する都道府県を調査対象としている（詳細は、別表1「品目別調査対象都道府県（主産県）一覧表」参照）。

収穫量及び出荷量は、関係団体及び標本経営体に対する往復郵送調査結果により算出した10a当たり収量を必要に応じて巡回・情報収集結果により補完し、これに作付面積を乗じて算出している。この場合の各都道府県ごとの10a当たり収量は、調査対象品目について関係団体取扱数量割合（当該都道府県合計の出荷量に対する関係団体の取扱数量割合）がおおむね80%以上の場合は関係団体に対する往復郵送調査結果（標本経営体に対する往復郵送調査結果による自家消費等の量を勘案して出荷量から推計した収穫量を用いて算出）を、おおむね80%未満の場合は標本経営体に対する往復郵送調査結果を採用している。

(12) 全国値の推計方法

本年産調査は主産県調査年に当たることから、全国調査を行った平成22年産の調査結果に基づき、次により推計した。

$$\text{全 国 値} = \frac{\text{平成22年産の全国値} \times \text{当年産の調査対象都道府県値の合計値}}{\text{平成22年産における当年産の調査対象都道府県値の合計値}}$$

(13) 都道府県値の推計方法

季節区分のある品目であって、調査を行っていない季節区分がある場合の品目計は、全国調査を行った平成22年産の調査結果に基づき、次により推計した。

$$\text{都道府県値} = \frac{\text{平成22年産の都道府県値} \times \text{当年産の調査対象季節区分の値の合計値}}{\text{平成22年産における当年産の調査対象季節区分の値の合計値}}$$

(14) 市町村別統計

指定野菜（14品目）のうち指定産地（平成24年5月告示）に包括されている市町村及びばれいしょのうち北海道の全市町村について表章した。

(15) 目標精度

本調査において、目標精度は設定していない。

2 用語の説明

(1) 作付面積

は種又は植付けをしたもののうち、発芽し、又は定着した延べ面積をいう。また、温室・ハウスなど施設に作付けされている場合の作付面積は、作物の栽培に直接必要な土地を含めた利用面積とした。したがって、温室・ハウスなどの施設間の通路等は施設の管理に必要な土地であり、作物の栽培には直接的に必要な土地とみなされないことから作付面積には含めていない。

なお、れんこん、ふき、みつば、アスパラガス及びにらの作付面積は、株養成期間や育苗中で、は種又は植付けをしたその年に収穫がない面積を除いた。

(2) 10a当たり収量

実際に収穫された（生産者が収穫放棄した場合は除く。）10a当たりの収穫量をいう。

(3) 収穫量

収穫したもののうち、生食用又は加工用として流通する基準を満たすもの及び種子用又は飼料用として販売したものの重量をいう。また、収穫量の計量形態は、出荷の関連から出荷形態による重量とした。例えば、だいこんの出荷形態が葉付きの場合は、収穫量も葉付きで、えだまめの出荷形態が枝付きの場合は、収穫量も枝付きで計上した。

なお、野菜需給均衡総合推進対策事業や都道府県等が独自に実施した需給調整事業により産地廃棄された量は、収穫量に含めたが出荷量には含めていない。

(4) 出荷量

収穫量から生産者が自家消費した量、生産物を贈与した量、収穫後の減耗量及び種子用又は飼料用として販売した量を差し引いた重量をいう。また、出荷量の計量形態は、集出荷団体等の送り状の控え又は出荷台帳に記入された出荷時点における出荷荷姿の表示数量（レッテルの表示量目）を計上した。したがって、入目量は含めていない。

(5) 生食向け出荷、加工向け出荷及び業務用向け出荷

用途別出荷量については、調査時における仕向けにより区分した。

ア 「生食向け出荷」とは、生食用として出荷したものをいう。

なお、生食向け出荷量は、(4)の出荷量からイの加工向け及びウの業務用向け（ばれいしょを除く。）の出荷量を差し引いた重量である。

イ 「加工向け出荷」とは、加工場又は加工する目的の業者に出荷したもの及び加工されることが明らかなものをいう。この場合、長期保存に供する冷凍用は加工向けに含めた。

ウ 「業務用向け出荷」とは、学校給食、レストラン等の外・中食業者へ出荷したものをいう。

(6) 指定野菜

野菜生産出荷安定法第2条に規定する「消費量が相対的に多く又は多くなることが見込まれる野菜であって、その種類、通常の出荷時期等により政令で定める種別に属するもの」をいう。

具体的には、野菜生産出荷安定法施行令（昭和41年政令第224号）第1条に掲げる次の品目をいう。

キャベツ（春キャベツ、夏秋キャベツ及び冬キャベツ）、きゅうり（冬春きゅうり及び夏秋きゅうり）、さといも（秋冬さといも）、だいこん（春だいこん、夏だいこん及び秋冬だいこん）、トマト（冬春トマト及び夏秋トマト）、なす（冬春なす及び夏秋なす）、にんじん（春夏にんじん、秋にんじん及び冬にんじん）、ねぎ（春ねぎ、夏ねぎ及び秋冬ねぎ）、はくさい（春はくさい、夏はくさい及び秋冬はくさい）、ピーマン（冬春ピーマン及び夏秋ピーマン）、レタス（春レタス、夏秋レタス及び冬レタス）、たまねぎ、ばれいしょ及びほうれんそう

(7) 指定野菜に準ずる野菜

本調査における「指定野菜に準ずる野菜」とは、野菜生産出荷安定法施行規則（昭和41年農林省令第36号）第8条に掲げる品目のうち次の表に掲げるものをいう（すなわち、かんしょ及び生しいたけ並びに同条の「その他特にその供給の安定を図る必要がある野菜として農林水産大臣が定めるもの」は、調査の対象としていない。）。

なお、本調査においては、さやえんどうの数値にはグリーンピースの数値を、メロンの数値には温室メロンの数値をそれぞれ含むものとして調査を行っている。

アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、カリフラワー、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、しょうが、すいか、スイートコーン、セルリー、そらまめ（乾燥したものを除く。）、ちんげんさい、にら、にんにく、ふき、プロッコリー、みずな、みつば、メロン、やまのいも及びれんこん

(8) 年産区分及び季節区分(別表2「品目別年産区分・季節区分一覧表」参照)

ア 年産区分

原則として、春、夏、秋、冬の4季節区分（収穫・出荷時期区分）を合計して1年産として取り扱った。なお、この基準に合わない品目については、主な作型と主たる出荷期間により年産を区分した。

イ 季節区分

年間を通じて栽培される品目については、産地、作型によって特定期間に出荷が集中するので、これらを考慮し、主たる出荷期間により季節区分を設定した。

具体的には、野菜生産出荷安定法施行令第1条に定められた区分である。

(9) 野菜指定産地

野菜生産出荷安定法第4条の規定に基づき農林水産大臣が指定し告示した産地をいう。

(10) 集出荷団体

「集出荷団体」とは、生産者から青果物販売の委託を受けて青果物を出荷する総合農協、専門農協又は有志で組織する任意組合をいう。

3 利用上の注意

(1) 品目の見直し

調査品目については、野菜生産出荷安定法施行規則の改正に伴い、平成22年産から葉茎菜類1品目（みずな）を調査品目に追加した。

(2) 全国農業地域の区分とその範囲

本書に掲載した統計の全国農業地域等の区分とその範囲は、次のとおりである。

ア 全国農業地域

全国農業地域名	所 属 都 道 府 県 名
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北陸	新潟、富山、石川、福井
関東・東山	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野
東海	岐阜、静岡、愛知、三重
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	徳島、香川、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖縄	沖縄

イ 地方農政局

地方農政局	所 属 都 道 府 県 名
東北農政局	アの東北の所属都道府県名と同じ。
北陸農政局	アの北陸の所属都道府県名と同じ。
関東農政局	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡
東海農政局	岐阜、愛知、三重
近畿農政局	アの近畿の所属都道府県名と同じ。
中国四国農政局	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
九州農政局	アの九州の所属都道府県名と同じ。

注： 東北農政局、北陸農政局、近畿農政局及び九州農政局の結果については、当該農業地域の結果と同じであることから、統計表章はしていない。

(3) 統計数値の四捨五入について

本書に掲載した統計数値は、各表示単位（ha、kg、t）に基づき次の方針により四捨五入しており、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

原 数	7 桁以上 (100万以上)	6 桁 (10万)	5 桁 (万)	4 桁 (1,000)	3 桁以下 (100以下)
四捨五入する桁(下から)	3桁	2桁	1桁	四捨五入しない	
例	四捨五入する前(原数)	1,234,567	123,456	12,345	1,234
	四捨五入した後(統計数値)	1,235,000	123,500	12,300	1,230

(4) 「(参考)対平均収量比」について

統計表の「(参考)対平均収量比」とは、10a当たり平均収量(原則として直近7箇年のうち、最高及び最低を除いた5箇年の平均値)に対する当年産の10a当たり収量の比率である。

なお、10a当たり平均収量について、直近7箇年の実収量が確保できない場合は次の方法により作成するものとし、3箇年分の10a当たり収量のデータが確保できない場合は作成していない。

ア 6年間の実収量が確保できた場合は、最高及び最低を除いた4箇年の平均値

イ 5年間の実収量が確保できた場合は、最高及び最低を除いた3箇年の平均値

ウ 3、4年間の実収量が確保できた場合は、単純平均

(5) この統計表で使用した記号は、次のとおりである。

「0」： 単位に満たないもの(例：0.4ha 0ha)

「-」： 事実のないもの

「...」： 事実不詳又は調査を欠くもの

「x」： 個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

「nc」： 計算不能

(6) 秘匿方法について

統計調査結果について、生産者数が2以下の場合には調査結果の秘密保護の観点から、当該結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。

なお、全体(計)からの差引きにより秘匿措置を講じた当該結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「x」表示としている。

(7) 本統計の累年データについては、農林水産省ホームページの統計情報に掲載している分野別分類の「作付面積・生産量、被害、家畜の頭数など」、品目別分類の「野菜」で御覧いただけます。

[<http://www.maff.go.jp/j/tokei/>]

4 お問合せ先

農林水産省 大臣官房統計部 生産流通消費統計課 園芸統計班
 電話 03-3502-8111 内線3680
 03-6744-2044 (直通)
 FAX 03-5511-8771

